

建設系公務員賠償責任保険制度

～10のポイント～

1. 公務に起因して職員個人が賠償金を支払うことがあるのか？

残念ながら**あります**。

誠実に職務を遂行していても、思わぬトラブルが訴訟に発展するケースは少なくありません。

国家賠償法や民事訴訟によって訴えられた場合、国・地方公共団体が賠償金等を支払うことがあります。しかし、例えば

- ① 職員個人に対して民事訴訟が提起され、敗訴した場合
- ② 国・地方公共団体から、国家賠償法（第1条2項又は第2条2項）に基づいて、職員個人に求償権が行使された場合
- ③ 会計検査院から、職員個人に対して、弁償金の支払いが命じられた場合には、**職員個人が賠償金等を支払うこととなります**。

2. どのような業務に訴訟リスクがあるのか？

例えば、民事訴訟が考えられるケースとして

- ① **積算ミス**や**技術審査**への不服等に起因する入札業者からの訴訟
- ② **管理瑕疵**（パトロールの見落とし、施設の老朽化、点検不足等）に起因する利用者からの訴訟
- ③ **地元対応**（言った・言わないなど、説明不足に起因した施工に対する住民とのトラブル）に起因する住民からの訴訟
- ④ その他（職場内におけるパワハラや名誉毀損の慰謝料請求など）
などがあります。



3. どのような役職に訴訟リスクがあるのか？

例えば、

- ① **直接的に実務を担当する職員、住民や業者等に対応する職員**（一般職員、監督官など）
- ② **実務担当者の直属の上司、手続きや意思決定に関与する職員**（係長、課長、副所長など）
- ③ **組織の責任者**（所長、局長など）

などが考えられます。

4. 保険に加入するとどのような費用が支払われるか？

保険期間中に請求がなされたことにより、次の①～⑤の保険金が支払われます。

- ① **争訴費用**（請求に関する争訴によって生じる費用です）
- ② 法律上の**損害賠償金**（裁判所による賠償命令等によって生ずる賠償金です）
- ③ 法律上の**弁償金**（裁判所以外、省庁等の命令によって生ずる弁償金です）
- ④ **初期対応費用**（争訴対応にあたって準備などにかかる費用です）
- ⑤ **訴訟対応費用**（応訴のために支出する費用です）

5. 保険にはどのような特徴があるか？

本協会の「建設系公務員賠償責任保険」では、下記の特約条項を付けています。

- ① 初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償されます！
- ② 退職後も5年間の補償が続きます！



6. 保険にはいつから加入できるのか？

初回加入の場合、保険期間は8月1日～翌年8月1日となり、申込期間は6月1日～6月27日となっています。(2026年の場合)

なお、中途加入も可能です。中途加入の場合、保険加入日の申込み期間内にお申込みください(保険料は月割り計算です)。

7. 保険料はいくらか？

Sタイプ(3億円)で、年間**7,500円**(2026年8月1日～2027年8月1日の場合)です。

※2026年度からWeb割引を実施しています。詳細はパンフレットをご覧ください。

8. 加入条件は何か？

この保険は、

- ① 公務員であること
- ② 本協会の会員であること

が加入のための条件となります。

本協会の加入については、勤務先の地方協会担当者にお尋ねください。

勤務先の担当者がわからない場合は、本協会会員課(kaiin@zenken.com)までメールにてお問い合わせください。

9. 加入手続きは？

インターネットからお申込できます(クレジットカード又は郵便局での振込可)



10. 詳しくは

本資料は、建設系公務員賠償責任保険制度のポイントをお示ししたものです。

詳細は、パンフレットをご覧ください。

パンフレットは本協会のホームページでダウンロードすることができます。

いますぐアクセス!! ▶

建設系公務員賠償

検索

<https://www.zenken.com/service/hoken/hoken.html>